

麻薬研究者にかかる 麻薬取扱いの手引き

(麻薬及び向精神薬取締法上の取扱)

平成13年3月

厚生労働省医薬局
監視指導・麻薬対策課

注) 平成27年6月26日公布の法改正に基づき一部修正。
修正部分にアンダーラインを付しています。

<目 次>

第 1	免許	1
	(1)免許の資格要件	
	(2)免許の申請手続	
	(3)免許の有効期間等	
	(4)免許の失効	
	(5)研究廃止等の届出	
	(6)免許証の返納	
	(7)免許証の記載事項の変更届	
	(8)免許証の再交付	
第 2	譲受・譲渡	3
	(1)譲受	
	(2)譲渡	
	(3)免許失効等に伴う譲渡し等	
第 3	管理・保管	5
	(1)管理	
	(2)保管	
第 4	記録	6
	(1)帳簿の記載	
	(2)記載上の留意事項	
	(3)記載の方法	
	(4)その他	
第 5	廃棄届	9
第 6	事故届	9
第 7	年間届	10
第 8	研究許可	10
	(1)ジアセチルモルヒネの譲渡等許可	
	(2)麻薬原料植物の栽培許可	
	(3)その他	
第 9	立入検査	12
第10	その他	12

麻薬研究者とは、「都道府県知事の免許を受けて、学術研究のため、麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用する者」をいいます（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第2条第20号）。

麻薬研究施設とは、「麻薬研究者が研究に従事する研究施設」をいいます（法第2条第23号）。

第1 免 許

(1)免許の資格要件（法第3条第2項第8号、同条第3項）

麻薬研究者の免許を受けることができる者は、

「学術研究上麻薬原料植物を栽培し、麻薬を製造し、又は麻薬、あへん若しくはけしがらを使用することを必要とする者」

に限られます（法第3条第2項第8号）。

※ 相対的欠格事由：都道府県知事は、次の①～⑤のいずれかに該当する者に対しては、免許を与えない場合があります（法第3条第3項）。

- ① 法第51条第1項の規定により免許を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者
- ② 罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった後、3年を経過していない者
- ③ 前記①、②に該当する者を除くほか、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、薬事法、医師法、医療法その他薬事若しくは医事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があった日から2年を経過していない者
- ④ 成年被後見人
- ⑤ 精神病患者、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者

(2)免許の申請手続（法第3条第1項）

麻薬研究者の免許を受けようとする者は、研究施設ごとに、その所在地の都道府県知事に免許を申請しなければなりません。

申請を行う際には次の書類等が必要です。詳細については都道府県薬務主管課又は保健所にお尋ねください。

ア) 麻薬研究者免許申請書（別紙様式一覧表（1））

イ) 精神病患者、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者ではない旨の診断書

ウ) 履歴書

エ) 研究計画書

オ) 麻薬研究施設の設置者の研究同意書

カ) 麻薬貯蔵施設の位置を示す見取図及び当該施設の構造・設備を示すもの（麻薬貯蔵設備については、第3 管理・保管（2）保管の項参照）

- キ) 麻薬研究施設の概要
- ク) 免許申請にかかる手数料

※ 上記ウ)～キ)の書類等は、①学術研究上麻薬を必要とするか否か、②保管・管理上問題があるか否か等書類審査を行う際の資料として用いられます。

(3)免許の有効期間等 (法第4条第3項、法第5条)

免許の有効期間は、免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までです(有効期間は、免許証に記載されています。)

免許証は、他人に譲り渡し、又は貸与してはなりません。

(4)免許の失効 (法第6条)

免許は、次の①～④の場合、その効力を失います。

- ① 免許の有効期間が満了した場合
- ② 法第51条第1項の規定により免許を取り消された場合
- ③ その麻薬研究施設の所在地の都道府県知事が研究廃止の届出を受理した場合
- ④ 法第3条第2項第8号の資格(第1 免許 (1)免許の資格要件)を欠くに至った場合

免許失効後の当該免許証の取扱いについては、次の(5)研究廃止等の届出及び(6)免許証の返納の項に従って処理してください。

(5)研究廃止等の届出 (法第7条)

麻薬研究者は、免許の有効期間中に当該免許に係る麻薬研究施設における麻薬に関する研究を廃止したとき、又は麻薬研究者の免許の絶対的要件(法第3条第2項第8号)となる資格を失ったときは、15日以内に麻薬研究者免許証を添えて「麻薬研究者研究廃止届」(別紙様式一覧表(2))により、麻薬研究施設の所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

また、麻薬研究者が死亡した場合には、相続人、清算人、破産管財人等届出義務者が、15日以内に麻薬研究者免許証を添えて「麻薬研究者研究廃止届」により、麻薬研究施設の所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

(6)免許証の返納 (法第8条)

麻薬研究者は、その免許の有効期間が満了したとき、又は法第51条第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に「麻薬研究者免許証返納届」(別紙様式一覧表(3))により、麻薬研究施設の所在地の都道府県知事に、麻薬研究者免許証を返納しなければなりません。

(7)免許証の記載事項の変更届 (法第9条)

麻薬研究者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に「麻薬研究者免許証記載事項変更届」(別紙様式一覧表(4))により、麻薬研究施

設の所在地の都道府県知事に、麻薬研究者免許証を添えてその旨を届け出なければなりません。免許証は、書き換えられて交付されます。

なお、変更事項を証明する書類（住民票、登記簿謄本等）の添付については、都道府県薬務主管課又は保健所にお尋ねください。

※1 同一都道府県内で、麻薬研究施設の移転により麻薬研究施設の所在地が変更となった場合には、記載事項の変更届を提出することになります。

なお、移転前の麻薬研究施設において麻薬研究施設の設置者が所有していた麻薬については、旧施設廃止後15日以内に記載事項変更の手続きを行えば、新施設の設置者に譲渡することができます（**第2 譲受・譲渡 (3) 免許失効等に伴う譲渡し等の項参照**）。旧施設と新施設の設置者が同一人であっても、免許失効等に伴う譲渡等の手続きは必要です。この場合の譲渡手続きについては、事前に都道府県薬務主管課又は保健所に相談のうえ、行うようにしてください。

※2 地番変更や市町村の合併、分割などに伴い、麻薬研究施設の所在地の地名等が変更となった場合には、変更届の必要はありませんが、届け出ても差し支えありません。届け出た場合、免許証は書き換えられて交付されます。

(8) 免許証の再交付（法第10条）

麻薬研究者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、15日以内に「麻薬研究者免許証再交付申請書」（別紙様式一覧表（5））により、その事由を記載し、麻薬研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に、麻薬研究者免許証の再交付を申請しなければなりません。

なお、免許証をき損した場合は、き損した麻薬研究者免許証を添えて再交付を申請しなければなりません。

また、亡失により免許証の再交付を受けた後で、亡失した麻薬研究者免許証を発見したときは、15日以内に「麻薬研究者免許証返納届」（別紙様式一覧表（3））により、麻薬研究施設の所在地を管轄する都道府県知事に、発見した麻薬研究者免許証を返納しなければなりません。

第2 譲受・譲渡

麻薬の譲受・譲渡は、原則として、麻薬研究施設内において手渡しによって行ってください。

(1) 譲受（法第24条第9項及び第11項、法第26条第3項、法第32条）

ア) 麻薬を譲り受けることができる者は、麻薬研究施設の設置者です。

イ) 麻薬研究施設の設置者が麻薬を譲り受けることができる相手は、麻薬研究

施設の所在地と同一の都道府県内にある麻薬卸売業者です。

また、厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長より譲渡許可を受けた者からも、麻薬を譲り受けることができます。

ウ）麻薬研究施設の設置者が麻薬を譲り受けるときには、あらかじめ麻薬卸売業者へ「麻薬譲受証」（別紙様式一覧表（6））を交付するか、又は麻薬卸売業者が交付する麻薬及び「麻薬譲渡証」（別紙様式一覧表（7））と引換えに麻薬譲受証を交付しなければなりません。

エ）麻薬譲受証には、麻薬研究施設の設置者名（設置者が国、地方公共団体、法人の場合には麻薬研究施設の施設長名）を記載し、設置者（又は施設長）の印又は設置者（又は施設長）の印に準ずる麻薬専用印を押印してください。

オ）麻薬研究施設の設置者が麻薬譲受証と引換えに麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける際は、麻薬卸売業者の立会の下に、次の事項について確認してください。

① 麻薬譲渡証に記載された麻薬の品名、数量及び製品番号と現品が相違しないか

② 麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか（法第30条）

③ 麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか

カ）麻薬研究施設の設置者は、麻薬譲渡証の交付を受けた日から2年間、麻薬譲渡証を保存しなければなりません。

キ）麻薬研究施設の設置者は、やむを得ない理由により麻薬譲渡証を紛失又はき損した場合は、理由書（き損した場合は、その麻薬譲渡証を添付）を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、麻薬譲渡証の再交付を受けてください。

※ 麻薬譲受証は、麻薬研究施設の設置者又は研究の責任者が作成してください。麻薬譲受証に印のみ押して麻薬卸売業者に先渡ししておく、いわゆる白紙委任又は麻薬卸売業者に譲受証を作成させ、押印のみ行い麻薬卸売業者に持ち帰らせるということは絶対行ってはいけません。

(2) 譲渡（法第24条第9項及び第11項、法第32条）

麻薬研究施設の設置者が麻薬を他の者に譲渡する場合は、「麻薬譲渡許可申請書」（別紙様式一覧表（8））により、その都度、その麻薬研究施設の所在地を管轄する地方厚生（支）局長の許可を受けなければなりません。

(3) 免許失効等に伴う譲渡し等（法第7条、法第36条）

麻薬研究施設に1人しか麻薬研究者がいない場合において、麻薬研究者が研究を廃止し又は麻薬研究者が死亡したことなどにより、当該研究施設に麻薬研究者がいなくなったときは、研究施設の設置者（又は設置者の相続人、清算人等）は、その設置者等が現に所有している麻薬について、15日以内に「免許の失効による麻薬所有量届」（別紙様式一覧表（9））により、都道府県知事に、現に所有する麻薬の品名及び数量を届け出なければなりません。現に所有する麻薬が無い場合にあっても、麻薬を所持していないことを確認する必要があります。

ますので、「免許の失効による麻薬所有量届」を届け出てください。

なお、麻薬研究施設の設置者（又は設置者の相続人、清算人等）は、研究廃止等の後50日以内であれば、法第24条の規定にかかわらず、同一の都道府県内にある他の麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者（麻薬がジアセチルモルヒネである場合には、ジアセチルモルヒネの所持等の許可を受けた麻薬研究者がいる麻薬研究施設の設置者に限る。）に、所有している麻薬を譲り渡すことができます。この場合、麻薬研究施設の設置者（又は設置者の相続人、清算人等）は、麻薬を譲り渡した日から15日以内に「麻薬譲渡届」（別紙様式一覧表（10））により、都道府県知事に届け出なければなりません。

もし、この50日以内に上記の譲渡ができない場合や不用な場合には、麻薬研究施設の設置者（又は設置者の相続人、清算人等）は、都道府県知事に「麻薬廃棄届」（別紙様式一覧表（11））を提出した後、都道府県職員の立会いの下に廃棄しなければなりません（第5 廃棄届の項参照）。この廃棄は、研究廃止等の後50日以内に完了してください（ジアセチルモルヒネの廃棄については、第8 研究許可（1）ジアセチルモルヒネの譲渡等許可の項参照）。

※ 麻薬研究施設に複数の麻薬研究者がいる場合において、1人の麻薬研究者の免許が失効し、又は死亡し、当該研究者が管理していた麻薬が残存した場合には、麻薬研究施設の設置者は当該麻薬研究施設の他の麻薬研究者に当該麻薬の管理を行わせるか、又は速やかに廃棄の手続きを行ってください。

第3 管理・保管

（1）管理（法第33条第2項）

麻薬研究者は、当該麻薬研究施設において、研究のため自己が使用する麻薬について、次に掲げる事項等を責任を持って行ってください。

- ① 受入れ（麻薬研究施設の設置者が麻薬卸売業者等から譲り受けた後に新たに管理する麻薬、麻薬研究者が製造した麻薬）
- ② 払出し（麻薬研究者が研究に使用し又は麻薬研究施設の設置者が許可を受けて他の麻薬研究施設の設置者等へ譲渡して管理を離れる麻薬、廃棄や事故等により管理を離れる麻薬）
- ③ 保管（保管場所での保管、定期的な保管設備の点検、在庫管理等）
- ④ 保管設備の鍵の管理
- ⑤ 法定書類（譲渡証、譲受証、麻薬にかかる帳簿）の作成及び保管
- ⑥ 廃棄や事故に関する届出、年間届出

※ 麻薬研究施設に複数の麻薬研究者がいる場合には、各麻薬研究者が、それぞれの研究に使用する麻薬を責任を持って保管、管理しなければなりません。

(2)保管 (法第34条)

麻薬研究者は、管理する麻薬を、麻薬以外の医薬品（覚せい剤を除く。）と区別して、麻薬研究施設内の鍵をかけた堅固な設備内で保管しなければなりません。

麻薬研究者は、主たる麻薬研究施設のほか、同一都道府県内の他の麻薬研究施設（従たる麻薬研究施設として麻薬研究者の免許を受けた場合に限る。）において研究に従事できますが、従たる麻薬研究施設内には、「主たる麻薬研究施設において研究に使用する麻薬」を保管することはできません。

やむを得ない理由がある場合（例：主たる麻薬研究施設に研究に必要な分析機器がない場合）には、研究の都度、従たる麻薬研究施設に持ち込み研究のため使用することは差し支えありませんが、使用後は主たる麻薬研究施設に持ち帰り保管することになります。

※1 「堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫や容易に移動できない金庫（重量金庫など）などをいい、スチール製のロッカー、事務机の引き出し、手提げ金庫等は、麻薬の保管庫とはなりません。

※2 保管の目的は、麻薬の盗取、所在不明、滅失等の事故の発生を防止することです。麻薬以外の医薬品と区別することとしているのは、麻薬以外のものを麻薬と共に保管することにより、保管庫の開閉の機会が増え、これが麻薬の事故の増加につながるおそれがあるためです。

したがって、現金、書類等についても麻薬と同一の保管庫には入れないでください。

※3 麻薬貯蔵設備内の環境整備や品質の適正保持のために必要とされる除湿器、冷蔵設備等の機器を設置しても差し支えありません。

第4 記 録

(1)帳簿の記載 (法第40条第1項)

麻薬研究者は、当該麻薬研究施設に麻薬にかかる帳簿（受払い簿）を備え、これに次の事項を記載してください。

- ① 新たに管理に属し、又は管理を離れた麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- ② 製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
- ③ 事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名及び数量
（備考欄に届出年月日を記載、事故年月日は事故発生日若しくは事故発見日を記載）
- ④ 廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
（備考欄に廃棄届出年月日、立会者署名又は記名押印）

※ 麻薬研究施設に複数の麻薬研究者がいる場合には、各麻薬研究者が、それぞれ帳簿を作成し、麻薬を管理しなければなりません。

(2)記載上の留意事項

- ① 帳簿は品名、剤型、濃度（含有量）別に口座を設けて記載してください。
（原末を溶解して麻薬に該当する標準液等を調製し、一定期間保管する場合にも口座を設けること。）
- ② 帳簿の形式は、金銭出納帳簿形式のものが便利です。着脱式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用するときはページを付けてください。
- ③ 帳簿の記載には、インク、ボールペンなど字が消えないものを使用してください。
- ④ 麻薬の受払い等について、コンピューターを用いて管理し、出力して帳簿とする場合は、出力された印刷物が一カ所に整理された状態にあることが必要です。
- ⑤ 帳簿の訂正には、訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、その脇に正しい数字等を記載し、訂正した箇所に当該麻薬研究者の訂正印を押してください。修正液や修正テープ等は使用しないでください。
なお、コンピューター処理により訂正する場合には、訂正年月日、訂正事項及び訂正を行った者が分かるようにしてください。

(3)記載の方法

- ① 麻薬にかかる帳簿には、麻薬の受け入れ又は払い出しがあった都度記載することが原則です。
- ② 麻薬の受入の年月日は、譲渡側の麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日としてください。麻薬譲渡証の日付と納品日が異なる場合は、備考欄に実際の納品日を記載してください。
このほか、「備考欄」には、譲渡側の麻薬卸売業者の名称・住所、麻薬の製品番号等を記載してください。
- ③ 麻薬含有液剤の自然減量については、他の職員の立ち会いの下に確認のうえ麻薬にかかる帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。
- ④ 秤量による誤差から、麻薬にかかる帳簿の記載数量と保管麻薬の数量との間に差異が生じた場合は、他の職員の立ち会いの下に不正により減少したものでないことを確認したうえで、麻薬にかかる帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印してください。

◎麻薬にかかる帳簿の記載例（塩酸モルヒネ原末）

品 名	塩酸モルヒネ原末			単位	グラム（g）
年 月 日	受 入	払 出	残 量	備 考	
H.13.3.6	15.500		15.500	前帳簿から繰越し	
H.13.3.9	5		20.500	○薬品新宿営業所（新宿 1-2-3） から購入 製品番号 S-1 3.10 納品	
H.13.3.11		0.500	20.000	動物実験で使用 廃液 20ml が生じたので、3.13 に廃棄 立会者署名	
H.13.3.15		5	15.000	3.15 所在不明（盗難の疑い） 製品番号 S-1 3.15 麻薬事故届出 3.15 △□ 警察署届出	
H.13.3.20		3.000	12.000	○△大学薬学部に譲渡 譲渡許可書(13.3.10 付、第 123 号) による	
H.13.3.25		0.500	11.500	3.25 試薬調製中に事故発生 (0.3g は回収、0.2g は流出) 3.26 0.3g については麻薬廃棄届出 3.26 0.2g については麻薬事故届出 3.28 0.3g を廃棄 立会者署名	
H.13.3.27	1.000		12.500	○○麻薬研究施設設置者○田△男から 譲受	
H.13.3.28			12.492	秤量誤差による調整 立会者署名	

(4)その他

- ① 帳簿上の残量と現品の在庫数量が一致しているかの確認を定期的に行ってください。
- ② 麻薬研究者は、当該帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければなりません（法第40条第2項）。
- ③ 麻薬研究施設の設置者は、上記②により麻薬研究者から帳簿の引き渡しを受けた場合、最終の記載の日から2年間、当該帳簿を保存しなければなりません（法第40条第3項）。

第5 廃棄届 (法第29条)

麻薬研究施設の設置者は、古くなったり、変質、破損等により使用しない麻薬（ジアセチルモルヒネを除く。）を廃棄するときには、あらかじめ「麻薬廃棄届」（別紙様式一覧表（11））により、麻薬研究施設の所在地の都道府県知事に届け出て、都道府県職員の立会の下に廃棄しなければなりません。

廃棄の実施については、麻薬取締員等の指示に従ってください。

- ※1 廃棄は、酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合、焼却、放流等、麻薬の回収が困難な方法によって行ってください。
- ※2 麻薬を廃棄した場合は、麻薬にかかる帳簿にその旨を記載し、麻薬廃棄届の写しを保管してください（第4 記録の項参照）。
- ※3 研究中に生じた麻薬含有の廃液（例：洗浄液中の麻薬）については、麻薬廃棄届の必要はありませんが、麻薬研究者の責任で、他の職員の立会の下に上記※1の方法により適切に廃棄し、麻薬にかかる帳簿にその旨を記載してください。

第6 事故届 (法第35条第1項)

麻薬研究者は、管理している麻薬に、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を「麻薬事故届」（別紙様式一覧表（12））により、麻薬研究施設の所在地の都道府県知事に届け出なければなりません。

- ※1 麻薬研究施設の設置者は、麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける際、両者立会の下に破損等を発見した場合は、麻薬譲渡証を返し、譲渡側から麻薬譲受証の返納を受けるとともに、麻薬卸売業者にその麻薬を持ち帰らせてください。この場合、麻薬卸売業者が麻薬事故届を都道府県知事に提出することになります。
- ※2 郵送等により麻薬を譲り受けた後に、麻薬研究施設の設置者が譲り受けた麻薬に破損等を発見した場合には、麻薬研究者が麻薬事故届を都道府県知事に提出することになります。
麻薬卸売業者が契約する運送業者により配送された場合についても同様に、麻薬研究者が麻薬事故届を提出することになります。
- ※3 盗取による事故が考えられる場合には、すみやかに警察にも届け出てください。
- ※4 麻薬研究者は、麻薬事故届を提出したときには、麻薬にかかる帳簿にその旨を記載し、また、事故届の写しを保管してください（第4 記録の項参照）。
- ※5 事故の原因を分析し、再発防止のための適切な対策を講じてください。

第7 年間届 (法第49条)

麻薬研究者は、毎年11月30日までに、次の事項を「麻薬研究者年間届」(別紙様式一覧表(13))により、都道府県知事に届け出なければなりません。

- ① 前年の10月1日に管理していた麻薬の品名及び数量
- ② 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に新たに管理に属した麻薬及び同期間内に製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量
- ③ その年の9月30日に管理している麻薬の品名及び数量

- ※1 年間届については、麻薬研究施設に複数の麻薬研究者がいる場合、各麻薬研究者がそれぞれ管理する麻薬について届け出る必要があります。
- ※2 管理する麻薬がなかった場合であっても、「在庫なし」として届け出る必要があります。
- ※3 年間届の記載は、同じ品名のものでも規格(濃度、容量、剤形等)が異なれば、別品目として記載してください。
- ※4 譲り受け欄には、麻薬研究施設の設置者が麻薬卸売業者等から譲り受けた麻薬の数量を記入してください。
- ※5 法第29条の規定に基づき麻薬廃棄届により廃棄した麻薬、及び法第35条第1項の規定に基づき麻薬事故届出をした麻薬については、備考欄にその数量を記載してください。
- ※6 年間届は、徹底した麻薬管理の下で記述される帳簿に基づき作成されますが、必ず帳簿と麻薬の受け入れ、払い出し並びに在庫量等が一致することを確認のうえ、作成してください。
- ※7 年間届を提出した後に、誤りが判明した場合には、訂正する必要がありますので、すみやかに都道府県薬務主管課又は保健所に連絡してください。

第8 研究許可

(1)ジアセチルモルヒネの譲渡等許可 (法第12条第1項ただし書き)

(ア)	麻薬研究施設の設置者が、ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬(以下「ジアセチルモルヒネ等」という。)を譲り渡し、譲り受け、又は廃棄する場合
(イ)	麻薬研究者が、ジアセチルモルヒネ等を研究のため、製造し、製剤し、小分けし、施用し、又は所持する場合

(ア)を行う場合には、事前に「ジアセチルモルヒネ譲渡・譲受・

廃棄許可申請書」(別紙様式一覧表(14))により、また(イ)を行う場合には、「ジアセチルモルヒネ研究のための製造等許可申請書」(別紙様式一覧表(16))により、麻薬研究施設の所在地を管轄する地方厚生(支)局長に申請し譲渡等の許可を受けなければなりません。

(ア)の譲り渡し、譲り受け、又は廃棄が完了した場合、完了後15日以内に「ジアセチルモルヒネ譲渡・譲受・廃棄完了届出書」(別紙様式一覧表(15))により、許可を受けた地方厚生(支)局長に許可書を添えて届け出てください。

(イ)の許可申請に当たっては、麻薬研究者の免許証の写し、研究計画書及び麻薬研究施設の設置者の研究同意書を添付してください。

また、(イ)の許可を受けた後に、許可書の記載事項に変更が生じた場合には、変更後15日以内に「ジアセチルモルヒネ研究許可書記載事項変更届」(別紙様式一覧表(17))により、許可を受けた地方厚生(支)局長に届け出てください。

この記載事項変更届による所在地の変更とは、地名等が変更になった場合であり、麻薬研究施設が移転した場合は、当該許可を受け直してください。

(2)麻薬原料植物の栽培許可(法第12条第3項ただし書き)

麻薬研究者が研究のため麻薬原料植物を栽培する場合には、事前に「麻薬原料植物研究栽培許可申請書」(別紙様式一覧表(18))により、麻薬研究施設の所在地を管轄する地方厚生(支)局長に申請し栽培の許可を受けなければなりません。

申請に当たっては、麻薬研究者の免許証の写し、研究計画書及び麻薬研究施設の設置者の研究同意書を添付してください。

また、許可を受けた後に許可書の記載事項に変更が生じた場合には、変更後15日以内に「麻薬原料植物研究栽培許可書記載事項変更届」(別紙様式一覧表(19))により、許可を受けた地方厚生(支)局長に届け出てください。

この記載事項変更届による所在地の変更とは、地名等が変更になった場合であり、麻薬研究施設が移転した場合は、当該許可を受け直してください。

(3)その他

上記(1)の(イ)及び(2)の許可の期間については、新規の申請の場合、許可の日から麻薬研究者免許の有効期間満了の日までです。継続して研究する場合は、麻薬研究者免許の有効期間と同じになります。

継続して研究のために申請する場合には、麻薬研究者免許申請書の写し(受付官庁の日付け入り受理印があるもの)を添付してください。

上記(1)の(イ)又は(2)の許可を受けた後、研究を廃止した場合には、廃止した日から15日以内に、「ジアセチルモルヒネ研究(麻薬原料植物研究栽培)廃止届」(別紙様式一覧表(20))により、許可を受けた地方厚生(支)局長に許可書を添えて届け出てください。

上記(1)の(イ)又は(2)の許可の有効期間が満了した場合には、満了した日から15日以内に「ジアセチルモルヒネ研究のための製造等(麻薬原料植物研究栽培)許可書返納届」(別紙様式一覧表(21))により、許可を受けた地方厚生(支)局長に許可書を添えて届け出てください。

第9 立入検査 (法第50条の38第1項、第3項及び第4項)

- ア) 立入検査は、麻薬の取締り上必要があるときに行われます。犯罪捜査の目的で行われるものではありません。
- イ) 立入検査を行う職員は、身分を示す証票を携帯していますので、必ず提示を求めて確認してください。
- ウ) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした場合には処罰されることがあります(法第72条第11号)。

第10 その他

- ア) 申請書、届出書等については、都道府県において様式を規定しており、別紙様式一覧表の様式と一部異なることもあります。また、記載方法の詳細については、都道府県薬務主管課又は保健所にお尋ねください。
- イ) 麻薬に関する届出の受理や許可等の申請の受付を保健所で行っているところもありますので、事前に都道府県薬務主管課又は保健所にお尋ねください。
また、地方厚生(支)局長への申請、届出等については、地方厚生(支)局麻薬取締部において事務手続きを行っています。